

【現在】

占用物件		単位	占用料(円)	備考
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	690	占用物件たる電柱、電話柱を支えている支線又は支柱の占用料は、徴収しない。
	第2種電柱		1,100	
	第3種電柱		1,400	
	第1種電話柱		620	
	第2種電話柱		990	
	第3種電話柱		1,400	
	その他の柱類		62	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6	
	地下に設ける電線その他の線類		4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	600	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	370	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		520	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,600		
家屋その他これに類する工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	620		
その他のもの		1,200		

【平成31年4月1日より】

占用物件		単位	占用料(円)	備考	差額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	650	占用物件たる電柱、電話柱を支えている支線又は支柱の占用料は、徴収しない	△ 40
	第2種電柱		1,000		△ 100
	第3種電柱		1,400		0
	第1種電話柱		580		△ 40
	第2種電話柱		930		△ 60
	第3種電話柱		1,300		△ 100
	その他の柱類		58		△ 4
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6		0
	地下に設ける電線その他の線類		4		0
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	570		△ 30
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	350		△ 20
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200		0
	郵便差出箱及び信書便差出箱		490		△ 30
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	900	△ 700		
家屋その他これに類する工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	580	△ 40		
その他のもの		1,200	0		

【現在】

占用物件		単位	占用料(円)	備考	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	26	排水管、各戸引込管及びびかんがい施設の占用料は徴収しない。	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		37		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		56		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		74		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		260		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		370		
	外径が1メートル以上のもの		740		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,200		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aは、近傍類似の土地の時価を表す。	
			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	通路	上空に設けるもの	800		
			地下に設けるもの		480
			その他のもの		370
	その他のもの	1,200	マンホール、暗きよ等		

【平成31年4月1日より】

占用物件		単位	占用料(円)	備考	差額	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25	排水管、各戸引込管及びびかんがい施設の占用料は徴収しない。	△ 1	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35		△ 2	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53		△ 3	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		70		△ 4	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110		0	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140		△ 10	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250		△ 10	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		350		△ 20	
	外径が1メートル以上のもの		700		△ 40	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,200		0	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aは、近傍類似の土地の時価を表す。	0.001	
			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	0.002
			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	0.002
	通路	上空に設けるもの	450		△ 350	
			地下に設けるもの		270	△ 210
			その他のもの		350	△ 20
	その他のもの	1,200	マンホール、暗きよ等		0	

【現在】

占用物件		単位	占用料(円)	備考	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	16		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	160		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	160	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,600	
	標識		1本につき1年	990	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	16	
		その他のもの	1本につき1月	160	
	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	16	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	160	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,600	
		その他のもの		800	
	政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	160	
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		120			

【平成31年4月1日より】

占用物件		単位	占用料(円)	備考	差額	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	9		△ 7	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	90		△ 70	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	90	△ 70	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	900	△ 700	
	標識		1本につき1年	930	△ 60	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9	△ 7	
		その他のもの	1本につき1月	90	△ 70	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9	△ 7	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	90	△ 70	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900	△ 700	
		その他のもの		450	△ 350	
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1200		
政令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額		Aは、近傍類似の土地の時価を表す。		

【現在】

占有物件		単位	占有料(円)	備考
政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架ものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
その他のもの		占有物件の種類ごとに市長が別に定める額		

【平成31年4月1日より】

占有物件		単位	占有料(円)	備考	差額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	90			
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			120			
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	Aは、近傍類似の土地の時価を表す。		
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額			
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額					
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.019を乗じて得た額				
	その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額				

【平成31年4月1日より】

占有物件		単位	占有料(円)	備考	差額
政令第7条 第10号に掲 げる施設及 び自動車駐 車場	建築物	占有面積1平方 メートルにつき1 年	Aに0.024を 乗じて得た 額	Aは、近傍類 似の土地の 時価を表 す。	
	その他のもの		Aに0.014を 乗じて得た 額		
政令第7条 第11号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの		Aに0.019を 乗じて得た 額		
	上空に設けるもの		Aに0.024を 乗じて得た 額		
	その他のもの		Aに0.034を 乗じて得た 額		
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を 乗じて得た 額		
政令第7条 第13号に掲 げる施設	トンネルの上又は高速自動車 国道若しくは自動車専用道路 (高架ものに限る。)の路面下に 設けるもの		Aに0.019を 乗じて得た 額		
	上空に設けるもの		Aに0.024を 乗じて得た 額		
	その他のもの		Aに0.034を 乗じて得た 額		
その他のもの			占有物件の種類ごとに市長が 別に定める額		